

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会（以下「法人」という。）定款第49条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(構成)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度6月に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、次の事項を記載した書面をもって行うものとする。
 - (1) 評議員会の日時・場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 3 前項の招集通知は、書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第7条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

第10条 理事長（理事）及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の議事に関係を有する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第13条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題を付議した後、理事長（理事）に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事長（理事）は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(説明義務者)

第13条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長（理事）が説明を行う。

2 評議員からの監査業務に関する質問については、各監事が説明を行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

- 3 理事長（理事）は、議長の許可を得て、評議員からの質問について、事務局職員等の補助者に説明させることができる。

（一括説明）

第14条 理事又は監事は、評議員からの質問に対して一括して説明することができる。

（説明の拒絶）

第15条 理事又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることにより、この法人その他の者（質問した当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

（決議の方法）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（採決の方法）

第17条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

（延期又は続行）

第18条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第21条 理事長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(事務局)

第22条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

(補則)

第23条 ここに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 理事会

(構成等)

第24条 理事会は、理事全員をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎会計年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事及び監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求が行われかつ、理事長が法人運営の利益又は法人運営に損害を及ぼす事項と認めたとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第27条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各役員（各理事及び各監事）に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

(招集手続の省略)

第28条 前条の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第29条 各役員（理事及び監事）は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第31条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第32条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第33条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第34条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第35条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議の方法)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(採決の方法)

第37条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第38条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに各役員（各理事及び各監事）に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第39条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第41条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(権 限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長（及び業務執行理事）の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 役員等（理事、監事、会計監査人）又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (6) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第43条 理事長（及び業務執行理事）は、毎会計年度に3か月に1回以上（毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第44条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

(補 則)

第45条 ここに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 役員及び評議員の報酬等

(定義等)

第46条 この施行細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第47条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおりとする。

(費用)

第48条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第49条 この法人は、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として、定款第8条及び第21条、旅費規程をもって公表する。

- 2 無報酬撤廃の時は、役員報酬規定を作成し、これを公表するものとする。

(補則)

第50条 実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第5章 専決事項

(事務の専決)

第51条 理事長又は事務局長等が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

(事務委任の禁止)

第52条 この規程で定める金額を超えて、理事長は事務局長へ事務委任することはできない。

(理事会等への報告)

第53条 この規程により理事長は専決を行った場合には、すみやかに理事会（評議員会）に報告することとする。

第6章 重要職員の専決

(重要職員の専決)

第54条 定款第22条の他の重要な職員とは、事務局次長(統括会計責任者)とする。

2 各事業の責任者(所長等)は、理事長が選任し、理事会に報告するものとする。

第7章 雑 則

(改 廃)

第55条 評議員会及び理事会の規定については、理事会の決議による。

2 役員及び評議員の報酬等については、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (定款施行細則第54条)

決済専決事項

事 案	理事長 専決事項	事務局長 専決事項
①人事に関する事案		
職員の採用に関すること	○	
職員の配置、異動に関すること		○
職員の処遇に関すること	○	
職員の休暇、欠勤、職務免除に関すること		○
職員の時間外勤務命令及び出張命令に関すること		○
職員の休職、復職、退職、育休、介護休業に関すること	○	
職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	
嘱託、臨時、パート職員の任免に関すること		○
職員の労務管理、福利厚生に関すること	○	○
役員および事務局長の出張命令および復命に関すること	○	
その他人事に関する重要な事項	○	
②利用者に関する事案		
利用者に関すること		○
その他利用者に関する重要な事案	○	
③一般に関する事案		
法人業務の基本に関すること	○	
法人業務に関する重要な事案	理 事 会	
理事会、評議員会の招集に関すること	○	
規定、規則等の制定改廃に関すること	理 事 会	
予算の編成及び決算の調整に関すること	○	
予算の流用、予備費の支出	○	
法人の組織及び権限に関すること	理 事 会	
施設設備の保守管理、物品の修理等に関すること	150万未満	30万未満
行政機関等への申請、報告、届け出	○	○
その他事業一般に関すること	○	
その他重要な事業に関すること	理 事 会	
④収入に関する事案		
支援費の収入に関すること		○
補助金の収入に関すること (1事業)	○	100万未満

受領の承認、寄付金に関すること	○	100万未満
繰越金及び繰入金の収入に関すること		○
その他収入に関すること		○
予算執行に関すること	○	100万未満
その他重要な収入に関すること	○	
⑤支出に関する事案		
物品の購入及び売却又は破棄に関すること	200万未満	100万未満
報酬、給与、賃金等の支出に関すること	○	○
補助金の支出に関すること	200万未満	100万未満
予算執行に関すること（経常経費は除く）	200万未満	100万未満
その他支出に関すること	○	
その他重要な支出に関すること	理 事 会	